破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９４号
北海道室蘭市寿町１丁目12番15号、前住所北海道室蘭市舟見町１丁目１番14号フラワーコーポ103号
債務者　重　百合子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字下藪45番地
債務者　阿部　清子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２４４号
盛岡市西青山１丁目14番９号
債務者　加賀エリ子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２６０号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第５地割20番地38
債務者　小網　ゆか
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８４号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩2967番地
債務者　原口正世師
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５７号
新潟県新発田市中川420番地１
債務者　新野　幸一
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第６２号
新潟県新発田市中曽根町１丁目１番25号　ハイツナカソネ201
債務者　佐々木清美
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第６３号
新潟県新発田市佐々木454番地２
債務者　鈴木　拓也
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第７０号
新潟県村上市塩谷1325番地23
債務者　野澤　幸恵
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２９２号
愛知県知立市東長篠１丁目１番地19　ジュネス保田206号
債務者　永田　幸夫
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１３７号
大阪市城東区野江２丁目12番60号、前住所大阪市阿倍野区阪南町１丁目８番13号
債務者　荒井　万史
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５４１号
大阪府東大阪市池島町４丁目６番８号
債務者　宮本　隆敏
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６８６号
大阪市東成区大今里西１丁目28番12号　ラパンジール大今里　５Ｄ号
債務者　石川　悦見
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７５９号
大阪府寝屋川市木田町11番28号（302号）、前住所大阪府寝屋川市春日町21番５号
債務者　五晃社こと　吉田　　正
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８４３号
大阪府茨木市西中条町16番６号
債務者　居附　正昭
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８７１号
大阪府三島郡島本町江川１丁目13番14―301号
債務者　中島　智恵
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９３号
奈良県桜井市大字金屋336番地の２　ディアコート205、住民票上の住所地奈良県桜井市大字吉備456番地の10
債務者　山上　勝也
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
奈良地方裁判所